企業コストの引下げ

田中　　修

はじめに

国務院は、サプライサイド構造改革の 5 大任務の１つである企業のコスト引下げについて、8 月 8 日に「実体経済に係る企業コスト引下げに関する政策方案」を決定し、8 月 22 日に公表した。全体は膨大であるので、ここでは財政・税制・金融に関わる部分を中心にポイントを紹介する。

１．総体要求

（１）指導思想

サプライサイド構造改革を推進し、的確・系統的な措置を採用して、実体経済に係る企業コストを有効に引き下げ、企業の発展環境を最適化し、企業の転換・グレードアップ推進を助け、産業競争力を一層高め、経済の持続的で安定した成長動力を増強する。

（２）目標任務

1－2 年の努力を経て、実体経済に係る企業コストを引き下げる政策で初歩的な成果を得て、3 年前後で実体経済に係る企業総合コストを合理的に引き下げ、営利能力をかなり顕著に増強する。

①税費用負担を合理的に引き下げる

営業税を増値税に改めるテストを全面的に推進し、年間減税額を 5000 億元以上とする。企業に係る政府基金・行政事業経費を整理・規範化する。

②資金調達コストを有効に引き下げる

企業借入・債券発行の金利負担水準を徐々に引き下げ、企業の資金調達コストに占める中間段階の費用のウエイトを合理的に引き下げる。

③制度的な取引コストを顕著に引き下げる

行政の簡素化・権限の委譲、開放と管理の結合、サービスの最適化改革の総合措置を一層実施し、ビジネス環境を更に改善し、企業の設立と生産経営のために便利な条件を創造する。行政の審査・許認可の事前仲介サービス事項を大幅に圧縮し、政府・社会の仲介機関のサービス能力を顕著に増強する。

④人的コストの上昇を合理的に抑制する

賃金水準の合理的な伸びを維持し、賃金総額に占める企業の「年金・医療・失業・労災・生育保険と住宅積立金」の費用徴収のウエイトを合理的に引き下げる。

⑤エネルギーコストを一層引き下げる

企業の電力・ガス使用料金の決定メカニズムの市場化の程度を顕著に高め、工商業の電

力使用と工業のガス使用価格を合理的に引き下げる。

⑥物流コストをかなり大幅に引き下げる

社会物流総額に占める総費用のウエイトを､現在の 4.9%から 0.5 ポイント前後引き下げ、工商業企業の物流費用を 8.3%から 1 ポイント前後引き下げる。

（３）主要原則

①全面的・系統的な推進を、カギとなる部分への取組みと結びつけることを堅持する。
②当面の問題の解決を、長期発展への着眼と結びつけることを堅持する。
③企業の発展支援を、優勝劣敗の実現と結びつけることを堅持する。
④外部コストの引下げを、企業内部の潜在力発掘と結びつけることを堅持する。
⑤企業コストの引下げを、供給の質向上と結びつけることを堅持する。

２．企業の税費用負担を合理的に引き下げる

（４）営業税を増値税に改めるテストを全面的に推進し、全ての業種の税負担を減らすだけで増やさないことを確保する

営業税を増値税に改めるテストの範囲を建築業・不動産産業・金融業・生活関連サービス業に拡大し、全ての企業が新たに増やした不動産を増値税の税額控除範囲に組み入れる。

（５）M&D 費用を割増控除する政策を実施し、省エネ・環境保護専用設備の税制優遇目録を改訂する

（６）行政事業的手数料徴収の徴収免除範囲を拡大し、企業に係る費用徴収を規範化する

植物検疫費用、社会公用計量基準証明書手数料等 18 項目の行政事業的手数料の徴収免除範囲を、小型・零細企業から全ての企業・個人に拡大する。

（７）政府基金を取消・減免し、小型・零細企業への徴収免除範囲を拡大する

地方が規定に反して設立した政府基金を取り消し、既に明確にされた政府基金の減免政策をしっかり実施する。教育費用付加・地方教育付加・水利建設基金の徴収免除範囲を、販売・営業月額が 3 万元を超えない納税義務者から、月額 10 万元を超えない納税義務者に拡大する。

３．企業の資金調達コストを有効に引き下げる

（８）流動性の合理的な充足を維持し、適切なマネー・金融環境を作り上げる

差別化した預金準備率・再貸出・再割引等の政策を通じて、銀行が小型・零細企業、「三農」等の脆弱部分と重点分野への貸出支援を強化するよう誘導する。開発性・政策性金融の役割を発揮させ、インフラ建設と重要な戦略的新興産業の発展のために、長期の低コス

ト資金を提供する。

（9）資金調達の中間段階の費用を引き下げ、融資保証を強化する

貸出資金が実体経済に向かう融資メカニズムを整備し、貸出の中間段階の費用を引き下げ、「貸出資金の預金への転化」「預金と貸出のリンク」等の形を変えた金利引上げ行為を厳禁する。金融機関が異なる企業に対して合理的に金利を定めるよう誘導する。銀行が法規に則って手数料を徴収するよう督促し、不規範な手数料徴収行為を制止する。

政府が支援する融資保証機関を発展させ、条件の整った地方が政府保証基金を設立することを認め、資本注入・再担保・リスク補償等の措置の運用を模索し、融資保証機関が戦略的新興産業、小型・零細企業、「三農」のためにサービスする積極性を高める。

（10）商業銀行の考課体系と監督管理指標を整備し、不良債権の処理を強化する

営利能力、経営の伸び、資産の質、自己資本比率等の方面の考課要因を総合的に考慮し、リスク容認度を適切に引き上げ、小型・零細企業への貸出リスクの容認度を高めるよう要求する。貸出人員が職責を尽くした場合に責任を免除する政策を整備する。商業銀行を督促・支援し、自己資本を補充し、市場化方式に基づき遅滞なく不良債権を償却し、査定すべきものは全て査定して、実体経済に対する貸出資金の放出能力を増強させる。

不良債権の譲渡方式・範囲・項目のパッケージ化・件数等の方面の規定を適切に調整し、不良債権の譲渡政策を整備し、不良債権譲渡の効率・柔軟性を高める。発展の潜在力がある実体経済に係る企業間の債権の株式転換を支援する。

（11）民営銀行の設立を適切に推進し、中小金融機関を発展させる

既に批准した民営銀行の設立を推進し、民営銀行が業務を積極的に展開するよう誘導する。民営銀行の発展を適切に推進し、条件が成熟したものから 1 行ずつ設立する。ファイナンスリース会社、村鎮銀行等各種機関の発展を加速する。

（12）株式による資金調達を大いに発展させ、債券市場の規模を合理的に拡大する

証券取引所の株式による資金調達機能を整備し、全国中小企業株譲渡システム（新第三ボード）の発展を規範化し、地域的な株式市場とプライベートエクィティファンドを規範的に発展させる。会社の債券発行の管理制度を改革し、債券発行の規模を合理的に拡大し、直接金融の比率を高める。債券商品のイノベーションを加速し、株・債券が結合した品目を発展させる。

情報公開を強化し、債券発行企業の情報公開を規範化し、市場の透明度を高める。信用ランキングの制度建設を強化し、規制メカニズムの市場化を強化し、債券市場の開放を積極かつ穏当に推進する。

（13）企業が国外の低コスト資金を利用し、企業がボーダレス貿易を人民元で決済する比率を高めるよう誘導する

企業の外債発行の登記制度改革を推進し、全方位的なクロスボーダー資金調達のマクロプルーデンス管理のテスト範囲を拡大し、手続を一層簡素化し、企業の外債発行規模を合理的に拡大し、資金の還流・決済制限を緩和する。外債規模の合理的なコントロールを促進し、構造の最適化とリスクを有効に防止する前提の下、与信状況が良好で、債務償還能力が強い企業が国外で人民元・外貨建債券を発行することを奨励する。人民元のクロスボーダー使用を拡大し、商業銀行が金融サービスを改善するよう誘導し、クロスボーダー貿易における企業の人民元決済の使用比率を高め、外貨決済のコストと為替レートの変動の影響を引き下げる。

４．制度的な取引コストの引下げに力を入れる

（14）地域分割・行政独占を打破し、公平な市場競争の環境建設を強化する

地方が自分で制定した、統一市場の形成に影響を与える制限的な規定を整理・廃止し、独占業種の競争的分野の開放を加速する。市場参入のネガティブリスト制度のテストを展開し、2018 年から全国統一的な市場参入ネガティブリスト制度を正式に実行する。

競争政策を健全化し、市場競争ルールを整備し、反独占・反不当競争の法執行を強化する。価格検査を強化し、市場環境を最適化し、経営者が自主的に価格を決定する分野の健全な市場ルールを整備する。

（15）「開放・管理・サービス」改革を深化させ、企業のためにより好いビジネス環境を創造する

行政の簡素化・権限の委譲、開放と管理の結合、サービスの最適化を同歩調で推進し、政府の公共サービス能力・水準を高め、企業のために質の優れた公共サービス・財を提供する。行政審査・許認可制度と監督管理制度の改革を推進し、行政審査・許認可プロセスを最適化し、生産・経営分野を重点として、行政審査・許認可事項を取消・下方委譲する。

自然資源開発・環境保護・エネルギー・交通・地方公共事業等の分野に民間投資が参入する際、法規が明確に規定するものを除き、最低資本登記・株主構造・株式比率等の制限を取り消す。外資企業の設立手続を簡素化する。

（16）社会信用体系の建設を加速し、知的財産権の保護を強化する

全国信用情報共有プラットホームと企業信用情報公開システムをうまく利用し、信用情報の収集・共有・公開・使用を強化する。知的財産権の保護を強化し、特許・商標登録・商業秘密等の方面での知的財産権侵害行為への取締りを強化し、企業の権利保護コストを引き下げる。

（17）貿易の簡便化水準を高め、サービスへの手数料徴収基準を合理的に引き下げる

国際貿易のシングル・ウインドゥ化を全面的に普及させ、信用記録が良好な企業の輸出製品への検査率を引き下げ、企業の貨物の通関コストを引き下げる。手数料徴収の範囲を法に基づき確定し、サービスへの手数料徴収行為を規範化し、サービスへの手数料徴収基準を合理的に引き下げる。

（18）国有企業の社会機能の分離と歴史的な遺留問題の解決を加速し、企業負担を軽減する

政府と国有企業の合理的なコスト分担メカニズムを確立し、分類して指導し、段階的に実施することを堅持し、多様なルートで資金を調達し、国有企業の社会機能の分離を加速する。医療・教育等の公共サービス機関を分離し、国有企業退職者について管理の社会化を実行する。

５．企業の人的コストを合理的に引き下げる

（19）企業の社会保険料の徴収率を引き下げ、総合的な措置を採用して資金不足を補充する

2016 年 5 月 1 日から、企業従業員基本年金保険の単位当り保険料徴収率が 20%を超えている省については、単位当り保険料徴収率を 20%に引き下げる。単位当り保険料徴収率が 20%で、2015 年末の企業従業員基本年金保険基金の累計残高が支払可能月数で 9 ヵ月を越えている省については、段階的に単位当り保険料徴収率を 19%に引き下げてよい。失業保険の総保険料率を段階的に 1－1.5%に引き下げ、うち個人の保険料率は 0.5%を超えないものとする。

以上の 2 項目の社会保険料の引下げ期限は、暫定的に 2 年間で執行し、具体的な方案は各省（区・市）が確定する。

暫定的な定年延長、基金の投資・運用と一部分割した国有資本による社会保障基金充実の展開を総合的に採用・実施し、各地方は政府公共資源・資産の公売・賃貸等の方式を通じて資金調達を支援し、企業の社会保険料徴収率引下げのために条件を創造する。

（20）住宅公的積立金を整備し、企業の住宅積立金の徴収率を規範的・段階的・適切に引き下げる

住宅公的積立金の徴収比率が 12%より高いものは、一律に規範化・調整し、12%を越えてはならない。2016 年 5 月 1 日から 2 年内、各省（区・市）は実際と結びつけ、住宅積立金の徴収率を段階的・適切に引き下げる。

(21)最適賃金の調整メカニズムを整備し、労働市場システムを健全化する

企業の受容能力と労働者の最適労働報酬権益を保障することを統一的に企画・考慮し、

各地方が最低賃金基準の調整幅と調整頻度を合理的に確定するよう指導する。戸籍制度の改革を推進し、居住証制度による全面カバーを実現し、出稼ぎ農民を現地の教育・基本医療・衛生等の公共サービスのカバー範囲に組み入れ、労働力の自由な流動コストを引き下げ、統一的に開放され、競争が秩序立った労働市場システムの形成を加速する。

６．企業のエネルギー・土地使用コストを一層引き下げる

（22）エネルギー分野の改革を早急に推進し、競争的部分の価格を開放する

電力・石油・天然ガス等の分野の市場化改革を早急に推進する。光ファイバー・風力発電等の新エネルギーの発電・ネットワークメカニズムを整備する。2017 年に、競争的分野・部分の価格規制を基本的に開放し、競争が十分なメカニズムを形成することにより、エネルギー価格が市場の需給の変化を十分に反映するようにし、価格の柔軟性を高める。

（23）電力体制改革を早急に推進し、企業の電力使用コストを合理的に引き下げる

輸送・配送の電力価格改革テストを早急に実施する。

（24）土地供給制度を整備し、企業の土地使用コストを引き下げる

工業用地の長期賃貸、賃貸後の譲渡、賃貸と譲渡の組合せによる供給を積極的に推進し、工業用地の使用者は規定の期限内に契約の約条に基づき土地譲渡代金を分割納入できるものとし、工業企業の土地使用コストを引き下げる。物流業の用地供給を保障し、物流用地の容積率を科学的・合理的に確定する。

７．かなり大幅な程度に企業の物流コストを引き下げる

（25）物流業の発展環境を改善し、運輸の新業態を大いに発展させる

現代物流の健全な基準体系を整備し、物流基準の実施を強化し、物流業と製造業等の産業との連動した発展を推進する。都市の物流配送システムを整備し、資源配分を最適化し、物流効率を高める。

（26）道路輸送の料金徴収基準を合理的に確定し、道路料金徴収の管理・監督の法執行を規範化する

「道路料金徴収管理条例」をできるだけ速やかに改正し、道路料金徴収基準を科学的・合理的に確定し、政府が貸し付けている二級道路の料金徴収を段階的に秩序立てて取り消す。

（27）飛行場・鉄道・港湾の手数料徴収項目を規範化し、不合理な手数料徴収を整理する

８．企業の資金回転効率を高める

（28）実体経済の経営性資産の証券化を推進し、投資・貸付を連動させるテストを展開し、科学技術に係るイノベーション・起業を行う企業を支援する

実体経済に係る企業の条件の符合した経営性資産の証券化、あるいはファイナンスリース方式を通じた遊休資源の活性化を奨励する。

（29）重点企業の資金回転を支援し、多方面の資金調達によりプロジェクト資金未払い債務を整理・償還する

地方政府を奨励して、協調を強化させ、重点企業の資金の調達・回転を支援し、企業の資金チェーンの断裂リスクの波及を防止する。

地方政府は借換債で得た資金を含む予算資金を統一的に企画して、関連規定に基づき確かに地方政府債務に属するプロジェクト資金未払いを適切に償還・整理する。資産譲渡等の方式を通じて獲得したフロー資金を、政府投資プロジェクトのプロジェクト資金未払い債務償還に優先的に用いる。

（30）プロジェクト建設分野の保証金を整理・規範化し、資金の占用を減らす

（31）資金の未払い清算を強化し、企業の債務連鎖リスクを解消する

企業の債権・債務管理強化を奨励し、企業が支払を加速するよう誘導し、全社会の債務負担を軽減する。

９．企業が内部の潜在力を発掘するよう奨励・誘導する

（32）企業を誘導し、管理を刷新し生産を向上させ、ICT を利用してコストを引き下げる

企業が新世代 ICT を十分利用して、内部管理のグレードアップを実現し、ビジネスモデルを刷新し、利益水準を高めるよう奨励する。

（33）先進技術の普及を強化し、企業がコストの目標管理を強化するよう奨励する

10．コスト引下げの関連措置を実施する

（34）体制メカニズムの改革を推進する

行政の簡素化・権限の委譲、開放と管理の結合、サービスの最適化改革を一層推進し、国有企業改革と企業の合併再編を積極かつ穏当に推進し、財政・税制、金融等の分野の体制メカニズム改革を秩序立てて推進し、資源要素の市場化改革を早急に推進し、供給コストを引き下げ、供給効率を高め、企業のコスト引下げと健全な発展に資する制度環境を形成する。

（35）イノベーション活動を支援する

イノベーション駆動による発展戦略の実施を加速し、大衆による起業・万人によるイノベーションを深く推進し、科学技術・管理・メカニズム・営業販売・ビジネスモデルのイノベーションを強化する。新興産業を発展させ、企業のイノベーション活動への支援を強化し、資源の産出率と全要素生産性を高める。

（36）「インターネット+」の役割を発揮させる

インターネット・モノのインターネット・クラウドコンピューティング等の新世代 ICT を十分運用し、生産経営モデルを改善する。

（37）2 つの市場を利用する

FTA 戦略の実施を加速し、バイ・マルチの貿易・投資協議を推進し、貿易・投資の簡便化を促進する。「シルクロード経済ベルト・21 世紀海のシルクロード」戦略の実施と結びつけ、企業の海外進出の支援を強化し、企業が国際・国内の 2 つの市場、2 つの資源を十分利用して、資源の利用効率を高め、原材料コストを引き下げるよう奨励する。

（38）企業管理を改善する

現代企業制度を整備し、運営モデルを最適化し、企業家精神と匠の精神を育成し、広範な企業従業員の役割を好く発揮させて、潜在力発掘・効率向上を奨励する。

（39）監督管理コストを引き下げる

反独占、反不当競争、知的財産権保護、質・安全の監督等市場の監督管理を強化する。

（40）公共サービスを改善する

政府の公共サービスプラットホームの建設を強化し、カバー範囲を拡大し、サービスの最終段階まで延伸させ、サービスのプロセスを最適化し、サービスの効率を高める。

（41）産業配置を最適化する

計画による誘導を強化し、資源・市場等の要因を総合的に考慮して、経済構造調整を加速し、産業の配置を最適化する。

（42）業種別にコストを引き下げ、効率を高める

コスト引下げ政策の的確性を増強し、業種の特色に応じ、具体的政策措置を検討・制定し、転換・グレードアップ・コスト引下げ・効率向上の特別アクションの実施を加速し、石炭・鉄鋼・非鉄金属・建材・機械・自動車・電子情報・消費財・物流等の業種の転換・グレードアップ・コスト引下げ・効率向上の方案を秩序立てて推進し、確実に実施する。

11. コスト引下げ政策の健全な推進メカニズムを確立する

（43）組織的な指導と政策の協調を強化する

関係部門は実体経済に係る企業のコスト引下げ政策の協調メカニズムの確立によって、総合的な協調を強化し、各政策を統一的に企画・推進し、実施をフォローアップ・督促する。省レベル政府は、実体経済に係る企業のコスト引下げ政策の推進メカニズムを確立しなければならない。

（44）実施情況に対する督促・検査を強化する

関係部門・地方政府は、自分の分野・地域の実体経済に係る企業のコスト引下げ政策の第一の責任主体である。各部門・各地方は、党中央・国務院の政策決定・手配に基づき、この方案に基づいて、実施細則を早急に制定しなければならない。特別監査を強化し、各政策措置の実施を推進し、実際の情況に応じて政策措置を不断に充実・整備する。

（45）経験を適時評価・総括し、普及する

各部門・各地方は、

①2017 年 3 月末までに第一次政策の実施情況と効果の評価を行い、効果が良好な政策・方法を積極的に普及し、出現した問題を検討・解決し、政策を相応に遅滞なく調整しなければならない。

②2017 年から、毎年年内に第一次政策の実施情況を報告しなければならない。

（10 月 2 日記）